

地方譲与税の概要

譲 与 税 目	地方揮発油譲与税※1	石油ガス譲与税	自動車重量譲与税	航空機燃料譲与税	特別とん譲与税	地方法人特別譲与税
譲 与 総 額	地方揮発油税収入額の全額	石油ガス税収入額の1/2	自動車重量税収入額の1/3 (当分の間、1/3→407/1,000に引上げ)	航空機燃料税収入額の2/13 (平成23～28年度の間の間、2/13→2/9に引上げ)	特別とん税収入額の全額	地方法人特別税収入額の全額
課税標準及び税率等	製造場からの移出又は保税地域からの揮発油引取数量 揮発油に係る税 53,800円/ℓ 揮発油税 48,600円/ℓ 地方揮発油税 5,200円/ℓ (租特法88条の8)	石油ガス充てん場からの移出又は保税地域からの引取重量 17.50円/kg	自動車検査証を受ける車・車両番号の指定を受ける軽自動車 例) 乗用自動車自家用(3年) 12,300円/自重0.5ト	航空機に積み込まれた航空機燃料の数量 26,000円/ℓ (※ 平成 23～28 年度の間の間 26,000 円/ℓ→18,000 円/ℓ (租特法 90 条の 8))	開港へ入港する外国貿易船の純トン数 入港ごとに納付する場合 20円/トン 開港ごとに1年分一時納付する場合 60円/トン	基準法人所得割額 付加価値割額・資本割額及び所得割額によって課税される法人 税率 414.2% 所得割額によって課税される法人 税率 43.2% 基準法人収入割額 収入割額によって課税される法人 税率 43.2%
譲 与 団 体	都道府県・市町村(特別区含む)	都道府県・指定都市	市 町 村(特別区含む)	空港関係都道府県 空 港 関 係 市 町 村	開港所在市町村	都道府県
譲 与 基 準	○都道府県・指定都市(58/100) 1/2 一般国道・高速自動車国道・都道府県道の延長 1/2 一般国道・高速自動車国道・都道府県道の面積 ○市町村(42/100) 1/2 市町村道の延長 1/2 市町村道の面積	1/2 一般国道・高速自動車国道・都道府県道の延長 1/2 一般国道・高速自動車国道・都道府県道の面積	1/2 市町村道の延長 1/2 市町村道の面積	市町村 4/5 1/2 着陸料収入額 1/2 騒音世帯数 都道府県 1/5 市町村の譲与基準により算定した額	開港への入港に係る特別とん税の収入額に相当する額	○都道府県 1/2 : 人口 1/2 : 従業者数(法33) ※譲与額は、譲与総額から財源超過団体の財源超過団体調整額を控除した額を上記基準によりあん分した額の合算額(財源超過団体にあっては、当該合算額に個別財源超過団体調整額を加算した額)
譲与基準の補正について	人口、道路の種類・形態・幅員による補正 昼間人口の多い地域には別途補正	普通交付税算定に用いる道路橋りょう費の測定単位当たりの補正率による補正	道路の幅員及び人口により補正 昼間人口の多い団体については別途補正	着陸料の収入額、空港の管理の態様、空港の所在、騒音の程度等により補正	なし	なし
使 途	条件・制限なし (地方道路譲与税は道路費用)	条件・制限なし	条件・制限なし	騒音による障害防止・空港対策	条件・制限なし	条件・制限なし
譲 与 時 期	6・11・3月	6・11・3月	6・11・3月	9・3月	9・3月	5・8・11・2月
平成28年度地財計画額	2, 5 7 8 億円	9 3 億円	2, 6 2 6 億円	1 4 9 億円	1 2 5 億円	1 8, 7 5 1 億円

※1 地方揮発油譲与税には地方道路譲与税を含む。

※2 地方交付税の財源超過団体については、地方揮発油譲与税（都道府県・指定都市分）の譲与額の一定割合（前年度の普通交付税の収入超過額の10分の2と当該団体の譲与額の3分の2のいずれか少ない額）を制限する制度が設けられている。